

## ●健全化判断比率の主な改善要因

平成24年度は、平成23年度と比較して実質公債費比率1.4%、将来負担比率35.4%減少となり、前年度に引き続き数値が改善されました。

これは、借金である地方債の発行を返済金の範囲内で借り入れたり、平成19年度以降、高利率で借り入れた地方債の繰上償還を行ってきたことにより、地方債残高が年々減少したことや、普通交付税に算入される有利な地方債以外は発行しない方策を行ってきたためです。

## 2 資金不足比率

平成24年度決算に基づき、資金不足比率を算定した結果、全ての会計が経営健全化基準(20.0%以上)を下回りました。

会計名	資金不足比率	事業規模		資金剰余額	
		平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度
水道事業	—	1億7,390万円	1億7,012万円	8,449万円	3,957万円
病院事業	—	20億798万円	18億8,540万円	4億7,025万円	3億8,040万円
在宅生活支援事業	—	2,497万円	2,412万円	1,056万円	1,328万円
農業集落排水事業	—	6,875万円	6,951万円	86万円	70万円
浄化槽整備事業	—	1,839万円	1,843万円	58万円	55万円
公共下水道事業	—	7,554万円	7,359万円	49万円	72万円

※資金不足比率：各公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

事業規模：各公営企業会計の独自の収益 (例) 上水道事業=水道料金収入

### 【参考】地方公共団体の財政健全化に関する法律の概要

平成19年6月に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は毎年度、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられました。

各地方公共団体は、健全化判断比率により「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、それぞれの計画に従って財政健全化を図ることとなります。また、地方公営企業についても経営健全化の計画を策定し、おおむね早期健全化に準じた方法で健全化を図ることとなります。

なお、指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用となっています。